

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関する事【相談関係】

担当部署	県土整備局建築住宅部建築安全課建築安全グループ	電話045-210-6257
G-10	アスベスト含有調査等に対する補助制度はありますか。 (令和3年4月1日更新)	

【答】

以下の3市についてはアスベスト含有調査及び除去等に対する補助制度がありますので、各市の窓口にお問合せください。

行政庁名	担当課	電話番号
横浜市	建築防災課	045-671-2928
川崎市	建築指導課	044-200-2757
相模原市	住宅課	042-769-9817
藤沢市*	建築指導課	0466-50-3539

※藤沢市については、含有調査のみ

県所管区域(特定行政庁の市以外の県内市町村)について

○不特定多数の方が利用する延べ面積 300 平方メートル以上 1000 平方メートル未満の民間建築物等を対象とした、吹付け建材のアスベスト含有調査に対する補助制度があります。

○補助制度についての詳細は、建築安全課のホームページをご覧ください。

(問合せ先)

神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課 担当 建築安全グループ

TEL 045-210-6257

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f7t/cnt/f536769.html>